

議案第38号

通学区域の変更について

通学区域を次のとおり変更する。

平成27年1月9日提出

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

提案理由 中央中学校の通学区域の一部を尾倉中学校の通学区域に変更する必要があるので、この案を提出する。

## 中学校の通学区域の変更について

「中央中学校」の通学区域の一部を下記のとおり変更する。

- 1 対象地区 八幡東区帆柱一丁目2番の一部、5番の一部、6番の一部  
(別添地図参照)

### 2 変更内容

対象地区の通学区域を「中央中学校」から「尾倉中学校」に変更する。

### 3 変更を検討することとなった契機

尾倉第3自治区会からの要望によるもの

(変更要望の理由)

- ・ 当該住宅14軒を含む尾倉第3自治区会帆柱一丁目東自治町会は、町会を2分するように中学校の通学区域が中央中学校と尾倉中学校に分かれており、町内活動や子供の通学や見守り活動の観点からも、町会と校区が一致することが望ましい。

### 4 地域住民の意向確認

尾倉第3自治区会からの要望書に当該住宅14軒の住民(うち3軒は空き家)及び当該町会長の署名を添えて、中学校の通学区域変更の要望書が提出された。

当該住宅14軒を含む帆柱一丁目2番の一部、5番、6番の一部は、すべて尾倉第3自治区会帆柱一丁目東自治町会である。

以上のことから地域住民の意向は確認できたものと判断できる。

- 5 施行予定期日 平成27年4月1日

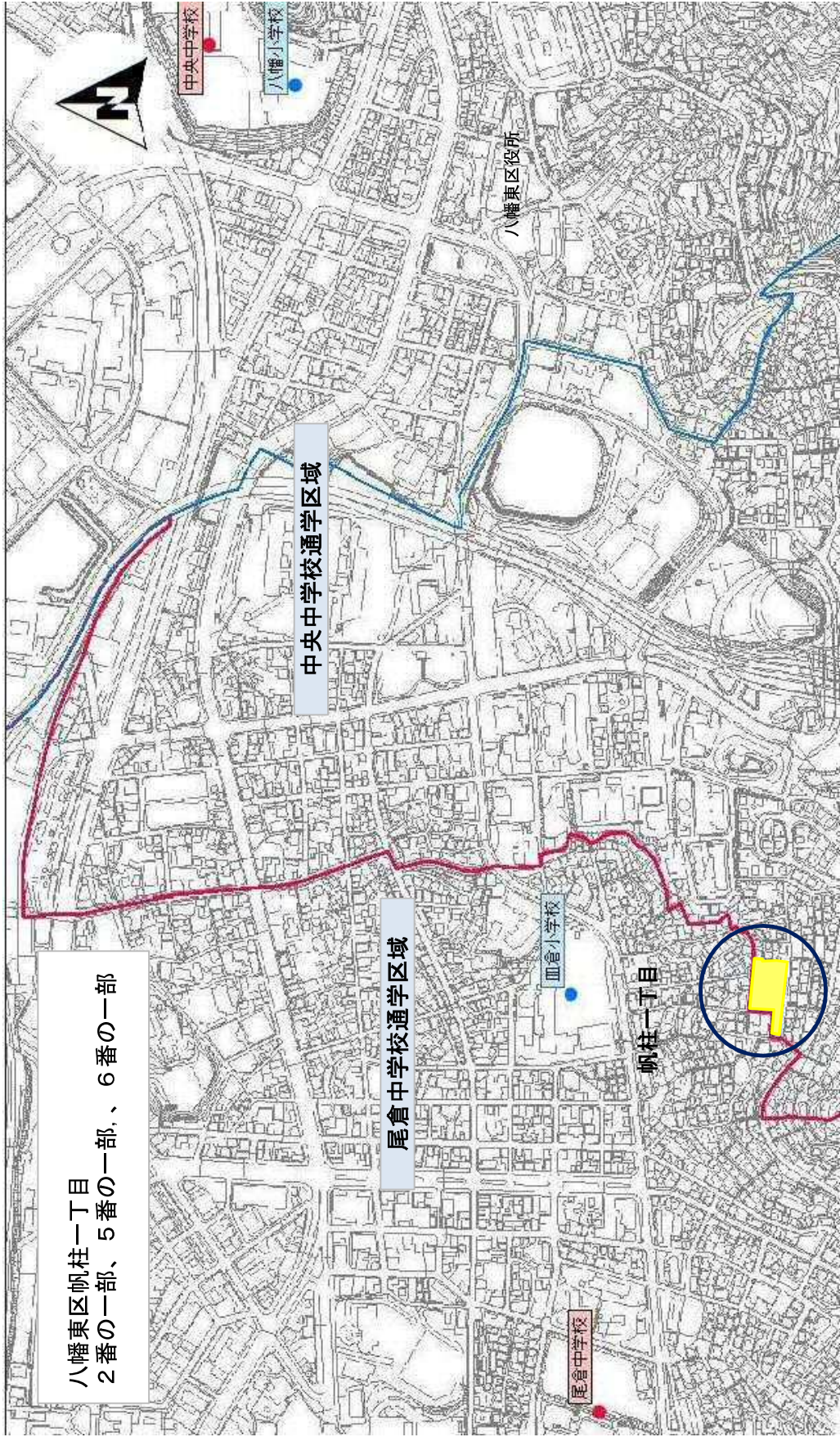
通学区域変更部分新旧対照表

新

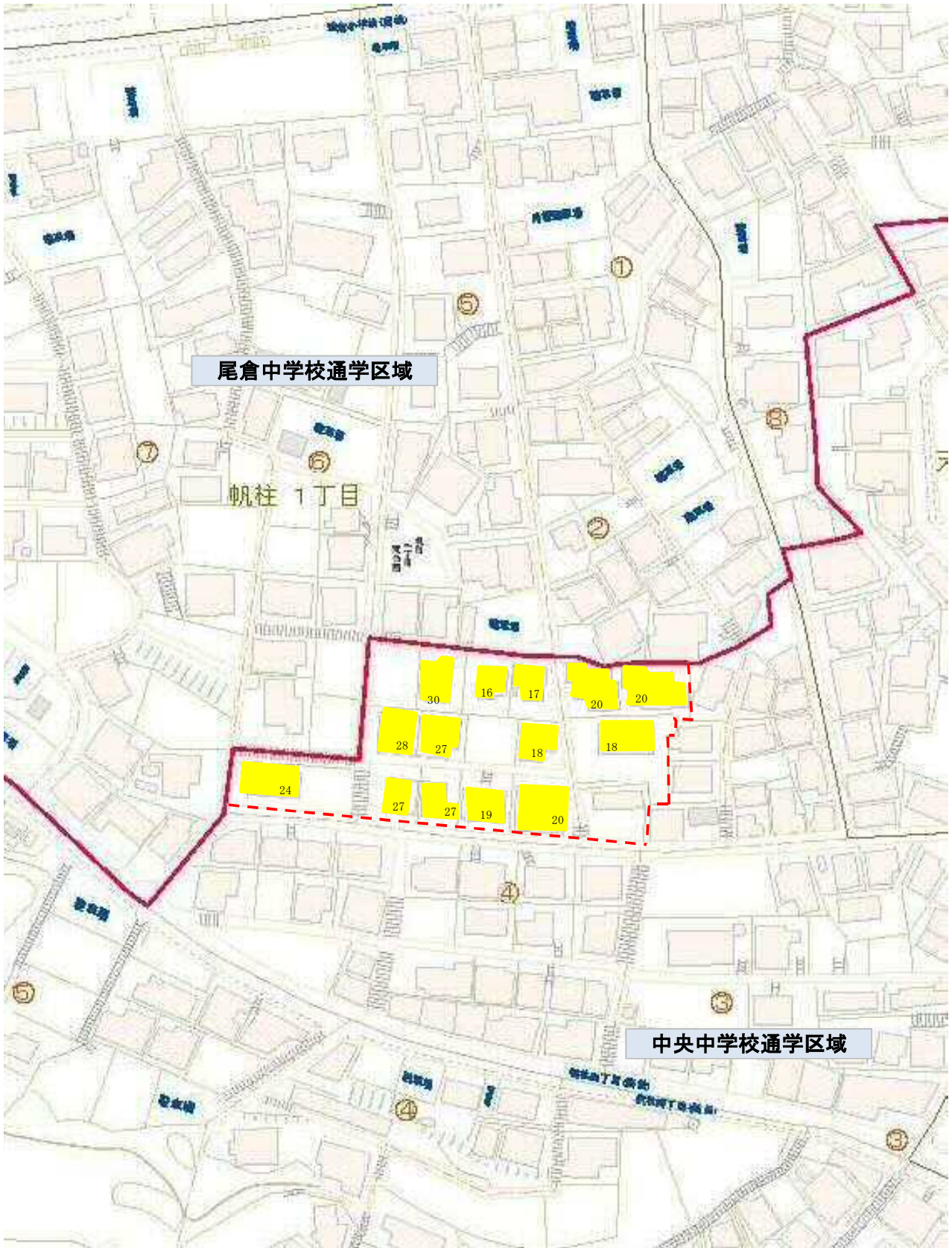
小学校名	中学校名	町名	番 号
皿 倉	尾 倉	帆柱一丁目	2番1号～8号 2番18号～28号 5番～14番
皿 倉	中 央	帆柱一丁目	2番9号～ <u>14号</u> 3番～4番

旧

小学校名	中学校名	町名	番 号
皿 倉	尾 倉	帆柱一丁目	2番1号～8号 2番21号～28号 5番1号～15号 5番30号の一部 5番31号～46号 6番1号～17号 6番25号以上 7番～14番
皿 倉	中 央	帆柱一丁目	2番9号～20号 3番～4番 5番16号～29号 5番30号の一部 6番18号～24号







## 【参考】

### □ 各小学校の現状

#### (1) 学校規模（平成26年5月1日現在）

##### 〔尾倉中学校〕

- ・ 学校規模 6学級 140人（小規模校）

##### 〔中央中学校〕

- ・ 学校規模 8学級 242人（小規模校）

#### (2) 通学距離

- ・ 通学距離 尾倉中学校 900m、中央中学校 1800m